

# 厚生文教常任委員会

平成 2 7 年 9 月 1 4 日

葛 城 市 議 会

# 厚生文教常任委員会

1. 開会及び閉会 平成27年9月14日（月） 午前9時30分 開会  
午後0時12分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員 委員長 朝岡 佐一郎  
副委員長 増田 順弘  
委員 川村 優子  
" 藤井本 浩  
" 赤井 佐太郎  
" 西川 弥三郎  
" 白石 栄一

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員 議長 下村 正樹  
議員 内野 悦子

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長 山下 和弥  
副市長 生野 吉秀  
教育長 大西 正親  
総合政策企画監 本田 知之  
市民生活部長 芳野 隆一  
市民窓口課長 西川 佳嗣  
保険課長 中嶋 卓也  
" 補佐 油谷 知之  
新炉建設準備室長 巽 重人  
" 補佐 福井 敏秀  
保健福祉部長 山岡 加代子  
長寿福祉課長 門口 尚弘  
" 補佐 林本 裕明  
健康増進課長 水原 正義  
上下水道部長 川松 照武  
下水道課長 西川 良嗣

〃	補佐	庄田康則
教育部長		吉村孝博
教育総務課長		西川信明
学校教育課長		橋本佳和
〃	補佐	板橋行則
学校給食センター所長		高津和司
〃	主幹	松田和男
体育振興課長		吉村恭信
生涯学習課長		和田正彦
新庄文化会館長兼		
當麻文化会館長		大谷肇

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	寺田馨
書記	中井孝明
〃	山岡晋

7. 付議事件（付託議案の審査）

- 議第51号 葛城市公民館の指定管理者の指定について
- 議第52号 葛城市老人憩の家の指定管理者の指定について
- 議第53号 葛城市集落センターの指定管理者の指定について
- 議第54号 葛城市農事集会所の指定管理者の指定について
- 議第55号 葛城市ふれあい集会所の指定管理者の指定について
- 議第59号 葛城市手数料条例の一部を改正することについて
- 議第61号 平成27年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決について
- 議第62号 平成27年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 議第63号 平成27年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 議第64号 平成27年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議決について

調査案件（所管事項の調査）

- (1) 新クリーンセンター建設にかかる諸事業について
- (2) 葛城市学校給食センターについて

開 会 午前9時30分

**朝岡委員長** ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。週末から非常に秋晴れと申しますか、すっかり季節が変わってしまいました。気候のいいと申しますか、過ごしやすい季節となつてまいりました。一方で、北関東方面では台風また秋雨前線の影響もあつて、大変大きな災害がございました。被災された皆様方には本当にお見舞いを申し上げたいと思います。

委員の皆様には、本会議開会中、大変お忙しい中、早朝からお集まりいただきました。7日の本会議で市長の方から上程がございました各議案の審査を行いたいと思います。十分ご議論いただきまして、的確にご審査いただきますよう、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

委員外議員がいらっしゃいますので、ご報告いたします。内野議員でございます。

また、一般の傍聴の取扱いについてもお諮りいたしたいと思ひます。

本委員会におきまして、一般の傍聴を許可いたしたいと思ひます。傍聴人の入室を許可いたしたいと思ひますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**朝岡委員長** ご異議なしと認めます。一般の傍聴の方の入室を認めます。

(傍聴者入室)

**朝岡委員長** それでは、発言される場合は挙手をいただいて、指名いたします。マイクの発言ボタンを押してから、ご起立いただき発言されるようお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードのご協力をお願いいたします。

それでは、お手元の次第によりまして、本委員会に付託されました付議事件の議事に入つてまいりたいと思ひます。

ここで、まずお諮りいたします。

お手元でございます付議事件の次第、議第51号、葛城市公民館の指定管理者の指定について、続いて議第52号、葛城市老人憩いの家の指定管理者の指定について、そしてまた議第53号、葛城市集落センターの指定管理者の指定について、議第54号、葛城市農事集会所の指定管理者の指定について及び議第55号、葛城市ふれあい集会所の指定管理者の指定について、この合計5議案につきましては一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いたいと思ひますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**朝岡委員長** では、そのように運営させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、まず、議第51号から議第55号までの5議案を一括議題といたします。

本5議案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉村教育部長。

**吉村教育部長** おはようございます。教育部長の吉村でございます。

それでは、ただいま議題となりました議第51号から議第55号までの5議案につきまして、

一括してご説明申し上げます。

議案書の15ページをお開きいただきたいと思います。葛城市公民館の指定管理者の指定についてでございます。議案書は18ページまででございます。本案につきましては、葛城市公民館条例に記載された地区公民館2館、分館25館、地域コミュニティセンター21館の合わせまして48館の指定管理者の指定期間が平成28年3月31日で満了することに伴いまして、引き続き公の施設の設置目的を効果的に達成するため指定管理者を指定するものでございまして、地域住民が施設を管理、運営することで地域コミュニティの醸成に資するため、当該地域の運営委員会または自治会を引き続き指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。指定期間は、平成28年4月1日から平成38年3月31日までの10年間を予定いたしております。

次に、議案書の19ページをお開きいただきたいと思います。議第52号、葛城市老人憩の家の指定管理者の指定についてでございます。本案につきましては、南今市老人憩の家及び兵家老人憩の家の2館の指定管理者の指定期間が平成28年3月31日で満了することに伴いまして、引き続きまして公の施設の設置目的を効果的に達成するため指定管理者を指定するものでございまして、地域住民が施設を管理、運営することで地域コミュニティの醸成に資するため、当該地域の運営委員会または自治会を引き続き指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。指定期間は、平成28年4月1日から平成38年3月31日までの10年間を予定いたしております。

次に、議案書の20ページをお開きいただきたいと思います。議第53号、葛城市集落センターの指定管理者の指定についてでございます。本案につきましては、竹内集落センター、太田集落センター、大畑集落センター、木戸集落センター合わせて4館の指定管理者の指定期間が平成28年3月31日で満了することに伴いまして、引き続き公の施設の設置目的を効果的に達成するため指定管理者を指定するものでございまして、地域住民が施設を管理、運営することで地域コミュニティの醸成に資するため、当該地域の運営委員会を引き続き指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。指定期間は、平成28年4月1日から平成38年3月31日までの10年間を予定いたしております。

議案書の21ページをお開きください。議第54号、葛城市農事集会所の指定管理者の指定についてでございます。本案につきましては、山田集会所、笛吹集会所の2館の指定管理者の指定期間が平成28年3月31日で満了することに伴いまして、引き続き公の施設の設置目的を効果的に達成するため指定管理者を指定するものでございまして、地域住民が施設を管理、運営することで地域コミュニティの醸成に資するため、当該地域の運営委員会を引き続き指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。指定期間は、平成28年4月1日から平成38年3月31日までの10年間を予定いたしております。

次に、22ページをお開きください。議第55号、葛城市ふれあい集会所の指定管理者の指定

についてでございます。本案につきましては、寺口ふれあい集会所の指定管理者の指定期間が平成28年3月31日で満了することに伴い、引き続いて公の施設の設置目的を効果的に達成する必要があるため指定管理者を指定するものでございます。地域住民が施設を管理、運営することで地域コミュニティの醸成に資するため、当該地域の運営委員会を引き続き指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。指定期間は、平成28年4月1日から平成38年3月31日までの10年間でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**朝岡委員長** ただいま説明願いました本5議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

藤井本委員。

**藤井本委員** 指定管理者の指定について、特に私の方から直接的な問題というものを指摘するわけじゃないわけですが、この際確認だけしておきたいということで、2点質問させていただきたいというふうに思います。

平成18年に、市の施設を直営にするか指定管理にするか、こういう地方自治法の改正があって、この公民館等も指定管理する、こういう議論を10年前ですか、やったなと思いながらの話なんですけども、そこで今、吉村部長からお話があったように、これをするによりまして地域コミュニティの醸成というお話、割に頭に残る言葉が説明の中であったわけですけども、実際のところはどうかかなというのが私の質問です。

といいますのは、こういう公民館等は、約10年ぐらい前までは、よく告別式、葬儀等にもお使いになられて、そういう方面での収入とかもあったかというふうに思います。そんなために集会というか寄られて、それを地域コミュニティといわないかわからないけども、やはりよく活用もされていた。それが今、もうこの10年間でごろっと変わってしまった状況になるかというふうに思います。その1点だけを捉えて言うんじゃないですけども、収入は確かに減っているであろうというふうに考えられるわけですけども、本当にコミュニティの醸成というのが上がっているのかどうかというところを確認しておきたいというふうに思います。これは突然の質問ですので、わかる範囲で、具体的な数字がなければ結構ですから、感覚だけでもいいのでお知らせいただきたい。

この際ですので、また話は戻りますけども、公の施設は直営であるか指定管理しなければならないという法の規定に基づいてやっているわけですけども、一時、約10年ほど前に、今、県の方でもありましたけど、いろんな施設を直営にするか指定管理にするかという問題もございました。ここで市長なり副市長なりのお考えというか方向性だけでも結構でございますから教えていただきたいのは、今後、体育施設とかほかの施設、こういったところで、公の施設の中で指定管理というものを考えているとか検討しているところがあるのか。なる、ならないは別として、そういうところも考えていかなければならないので、こういったところのお考えをお教えいただきたい、このように思います。

以上2点です。

朝岡委員長 和田課長。

和田生涯学習課長 おはようございます。生涯学習課の和田でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまご質問のありました1点目の、実態としてコミュニティ活動はどういった活動をしているかというところでございますが、詳しい数字はただいま持ち合わせておりませんが、私の知る限りではございますが、まず、公民館の分館としての活動というところで、生涯学習課からの補助金も出させていただいているところでございます。まず、さまざまな講座、教室、それから当然、生涯学習の直接的な補助金でございます花いっぱい運動なり、さまざまな村での自治会活動を通じての清掃活動なり、祭りの準備なり、そういったことに公民館は多種多様に現在も使われておるといような認識をしているところでございます。

以上でございます。

朝岡委員長 山下市長。

山下市長 藤井本委員からの質問でございます。今後どのような施設の維持管理をしていくかということでございます。ただいま、総務部を中心にファシリティマネジメントの検討委員会というものをさせていただいております。公民館も入れまして、あと教育委員会の施設も入れて、葛城市全体として140施設でおよそ400棟の建物を保有しておるところでございます。この維持管理をどうしていくのか、それを今、数字を出しながら、幾らぐらいの費用がかかるのかということを考えております。

朝岡委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前9時44分

再 開 午前9時46分

朝岡委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

山下市長。

山下市長 いろんな経緯で施設を建てておりますけれども、その施設をどうしていくのか、実際にかかる経費等を見ながら、市で保有するもの、指定管理等で民間にお任せした方が安く済むもの、また、これは要らないとして判断して、売却なりまた別の用途で使っていくものと、これからしっかりと分けて、その案を考えて、議会の皆さん方にも一緒に考えていただけるようなものにしていきたいというふうに思っております。ただ、やっぱり莫大な金額が維持管理費にかかりますので、それをどうしていくべきなのか。ただ、その中では大原則としては、私はサービス保存の原則と言っていますけれども、施設を減らしてサービスが減れば意味がないことですから、サービスを維持しながら施設の維持管理費を減らしたり、施設を減らしたりということはどうやって実現できるのかということ、これから考えてまいりたいというふうに思っております。

朝岡委員長 藤井本委員。

藤井本委員 2つ質問させてもらいました。

まず、1点目の質問は、突然の質問で数字なんかないというのは当然のことであろうと思っておりますけれども、先ほど市長なり、また部長からありましたように、直営か指定管理、どっち

かにしないといけないから指定管理にしたという、実際はそうかもしれないですけども、お話がありましたようにコミュニティの醸成という目的があるのであれば、そういったところにも目を向けながら、把握しながら、また対応していただきたいというふうに思います。葛城市というのは公民館が整っているということで、統計上高い公民館率というものが上がっているわけなので、いかに活用するかということにも目を向けていただいて、指定管理というものをうまく利用できるようお願いしたいと思います。

それと、市長のお話にございました、今後、直接関係ないですけども、ファシリティマネジメントということを見ながら検討するということですけども、そういうことも、指定管理ということについても考えていくということをしなければならない場合は、効率または採算等も考えながらやっていかなきゃならないものだと、このように受けとめましたけども、それでよかったですらもうそれで結構です。そのように受けとめておいていいのかなどうか。あるならまたお願いしたいと思います。

**朝岡委員長** 山下市長。

**山下市長** 行政の施設というのは、おおむねの流れは変わらない。今、藤井本委員がおっしゃったようなところだと思います。ただ、採算というところかというと、おそろくなかなかこれは実現できにくいものです。ここ10年間の間で奈良県内のいろんな市町村が、公民館、大きなホールの指定管理を民間の企業に委託されたりしておりますけれども、おそらく採算がとれている館というのはないと思います。そこに市町村の方からかなりの金額を入れて回しておられるというのが現実だと思います。やはり何をもって公平とするのかというのは非常に難しい考え方だと思いますけれども、住民にさまざまな形でサービスを提供するという原則に立って、それを民間にお任せした方が効率よく回るであるとか、よりよきサービスになるというようなものがあれば、民間にお任せするというようなことも含めて考えてまいりたいと思っております。

**朝岡委員長** ほかに質疑はございませんか。

白石委員。

**白石委員** 一括審査という形で進めるということですので、議第51号から議第55号の葛城市の公民館並びに老人憩の家などの5件の指定管理者の指定について、若干の質疑をしておきたいと思っております。

議第51号の地区館、分館あるいはコミュニティセンター48施設、そして議第52号の老人憩の家2施設、議第53号の集落センター4施設、議第54号の農事集会所2施設、議第55号のふれあい集会所1施設、合わせて57施設について、引き続き平成28年4月1日から平成38年3月31日までの10年間、現在の指定管理者を改めて指定しようとするものだと思います。

先ほど来、藤井本委員の質疑の中で議論されたように、それぞれの施設の建設のいきさつや経過からして、この措置についてはやむを得ない事情があり、基本的にこれらの指定管理者の選定については問題ないというふうに考えますが、せっかく10年間またお任せするので、幾つかの点についてお伺いしておきたい、このように思います。

運営、使用等の規定についてなんですね。議第51号については公民館条例が適用される、

老人憩の家は老人憩の家条例、集落センターは集落センター条例というふうに、それぞれ葛城市の条例によって制定されている。これは当然のことなんですね。しかし、実際の運営というのは、大字運営委員会あるいは自治会等によって運営の規定や使用料等が異なっている。これは、地域住民が利用する際には、それぞれの地域の合意に基づいて策定されているわけですから、一定理解できるわけでありませう。しかし、他の地域の市民がいろんな自主的な活動とか、我々が市政報告会等で地元のそういう公民館や農事集会所や老人憩の家も使って、地域の住民の人たちにいろいろ情報提供し交流を図っていくという場合に使用するとき、いろいろと問題が出てくるんですね。使用できる場合もあるし、使用できない場合もある。使用料が要る場合もあれば、使用料が要らない場合もあるというふうな状況なんですね。やはりいろいろトラブルが出てくるわけだ。これは、先ほど来、休憩の中で市長が説明され、議論されたように、いろんないきさつがある。地元の人たちが土地を確保し、国や市、県の補助を受けて施設を建設したといういきさつもあります。しかし、現実的には補助金とか一括交付金等による運営費への充当等、いろいろ恩恵も受けているわけだ。そういうことからしたら、私は、市民であって地域外の人たちの使用に当たって、やはり統一した規定が必要ではないのかと、このように常々考えています。そういうことが1点。

それから、もちろんこれは指定管理者ですから、当然のこととして指定管理者が利用の許可の業務をされるわけでありませうけども、その利用許可の内容について明記されているのは公民館条例だけで、ほかには市長が決めると、こういうことになっているわけだ、やはりこういう点の整合性も含めて考えていかなきゃならないのと違つかと、このように思うわけだ。これだけ10年に一度の指定管理者の選定に当たって、こういう点を議論の俎上にのせて、一定の解決の方向を見出していくということで議論していただくというのが必要ではないのかというふうに思うんですね。この点、所管課なり理事者の所見をお伺いしておきたい、このように思います。

**朝岡委員長** 山下市長。

**山下市長** さまざまな経緯によりまして個々建設され、市が保有し、その管理を各自治会にお任せしているということでございますけれども……。

**朝岡委員長** 暫時休憩いたします。

休 憩 午前9時58分

再 開 午前9時59分

**朝岡委員長** 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

**山下市長** 今後10年間というか、これから自治会で公民館を維持管理していただくということに当たって、一定の指針のようなものを検討していくということで、こちらの方で内部で検討させていただきたいというふうに思います。

**朝岡委員長** 白石委員。

**白石委員** 市長からこれまでにない前向きな答弁が出たと、このように思いますので、やっぱり統一した指針的なものをつくっていくということは、行政としての責任として当たり前のことだと思ふんですね。これらの公民館や憩の家や農事集会所等々の施設は、地域の自治、いわゆ

る住民自治を本当に実践し、具体的にそれを支えるという施設で、本当になくってはならない施設なんですね。私は、合併前、町の段階、あるいは合併後、指定管理者の指定を適用していくという以前から、市が責任を持って運営すべきだと、地方自治にとって大事な施設なんだと思っています。また、災害の一時避難所として、まさに広域性の高い施設であるということで、そういうことを市民の皆さんのご理解をいただいて、より広く市民の方々が、当然地域住民の皆さんの利用が優先されると思いますけども、施設が空いている中では一定の指針のもとに活用していただく、そういうことが更に自治を豊かにしていく、広げていくことになるんだと私は思っています。

そういう意味では、これまで過去のいきさつからして、やはり地元の所有物だ、施設だという意識が強くて、なかなか統一した使用について前向きな議論にならなかったわけでありますけれども、やはり今後、議会としても、議員としても、開かれた議会、市民とつながる議員として活動していく、あるいはいろんなボランティア団体が、あるいは行政が、行政はもちろんでしょうけども、それぞれ地域住民の皆さんにいろいろな情報、資料を提供していくという場として大いに活用できるように、私は便宜を図っていただきたい、指針のようなものをつくっていただきたいということを述べて、私の質疑を終わっておきたいと思います。

以上です。

**朝岡委員長** それでは、ほかに質疑はございませんか。

川村委員。

**川村委員** 今、白石委員がおっしゃっていた住民のために置く施設という行政の立場から、必要最低限ということじゃないんですが、私が市民の皆さんからよく聞く話が1つありまして、高齢化していく今の葛城市の状況から見まして、先ほど課長の方から、分館活動も盛んに行われて、非常に公民館が有効に使われているという件で、これについては本当に嬉しいことだと思っております。ただ、その中で、その活動に向けて、トイレ、言いやすいから言っているんだと思うんですが、やっぱりまだ和式トイレのままになっていて、洋式トイレがどんな状況になっているかというのが、今聞きました農事集会所も含めて57施設で、災害時も含めましてトイレというのは一番身近なことなので、トイレに関しまして、細かい話なんですけど、どのくらい洋式トイレが、1つでも分館に設置されているかという状況についてはわかりますでしょうか。

**朝岡委員長** 和田生涯学習課長。

**和田生涯学習課長** 生涯学習課の和田でございます。

ただいまご質問の件でございますが、生涯学習課の方では、生涯学習事業補助金等交付要綱というのを持っておりまして、この要綱の中で、館の改修工事というところで、毎年地元の方から要望をいただきまして、基本的には2分の1の補助金を出させていただいているところでございます。私が生涯学習課に配属になりまして今年で2年目でございますが、昨年、今年と、ただいまご質問いただきましたトイレの改修が非常に多うございます。昨年も今年も、おそらく5件程度の改修というところで要望いただいて、実際、去年は工事をしていただいて補助金を出させていただいた。今年も現在実施中だということで、問い合わせの方

も非常に多うございます。古い公民館でございましたら、男女分けはなく単純にトイレが1つしかないところとか、トイレが男女別にあっても大便器は和室であるとか、そういったところが多うございます。そういったところは男女別に分けて洋式トイレに改修するという要望が非常に多うございます。恐らく今後も、今年もまた11月ごろに各大字の方に要望の方を聞くところでございますが、そういった意見が多いということを予想しているところでございます。

以上でございます。

**朝岡委員長** 川村委員。

**川村委員** 安心いたしました。全体でどれぐらいまで改修が進んでいるのか。57施設のうち、パーセンテージ的にどのぐらいまで進んだかということも最後に確認させていただきますが、市長が、サテライト型の分館を利用した住民が非常に近寄りやすいところに、安心した、多分うちの母なんかは行ってもどうすることもできない、1階に洋式トイレがなかったらどうすることもできないという方が一番ふえてくる現実を見ていただきまして、その改修については積極的に進めていただきたいと思います。

最後にパーセンテージでどのぐらい進んでいるかだけ教えていただけますか。

**朝岡委員長** 和田課長。

**和田生涯学習課長** 申しわけございません。しっかりした数字の方は把握しておりません。

以上でございます。

**朝岡委員長** じゃあ後ほど、また委員会終了後でも結構ですから、ある程度数字がわかった時点で教えてあげてください。

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

まず、議第51号の議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第51号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**朝岡委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第51号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第52号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第52号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**朝岡委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第52号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議第53号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第53号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**朝岡委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第53号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第54号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第54号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**朝岡委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第54号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第55号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第55号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**朝岡委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第55号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第59号、葛城市手数料条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

芳野部長。

**芳野市民生活部長** 市民生活部の芳野でございます。よろしく願いいたします。

議案書の31ページでございます。議第59号、葛城市手数料条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、マイナンバー法等が公布されることに伴い、施行日別に2段階に分けて本条例の改正を行うものでございます。改正内容につきましては、本年10月5日から個人番号通知カードの交付が開始されることから、通知カードの再交付手数料の額を新たに規定するものでございます。また、平成28年1月1日から、現在交付しております住民基本台帳カードにかわり個人番号カードの交付が開始されることから、住民基本台帳カードの交付及び再交付手数料の規定をせずに、個人番号カードの再交付手数料の額を新たに規定するものでございます。

新旧対照表をごらんください。葛城市手数料条例第2条第1項第25号に新たに朱書きの部分をつけ加えます。通知カードの再交付手数料、1点につき500円で、10月5日からの施行でございます。

次のページでございます。第20号の旧の部分の住基カードの再交付手数料500円を削除いたします。号を詰めまして、第22号に個人番号カードの再交付に係る交付手数料、1点につき800円を追加するものでございます。

よろしくご審議お願いいたします。

**朝岡委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

**白石委員** 議第59号、葛城市手数料条例の一部を改正することについてお伺いしてまいりたいと思います。

部長の説明のように、マイナンバー制度の導入に伴う通知カード及び個人番号カードの返納後の再交付に係る交付手数料をそれぞれ500円、800円と定めるものだったと思います。改めて確認しておきますが、通知カードは10月1日からということになりました。また、個人番号カードは平成28年1月1日からということだったと思うんですが、これらの交付のタイムスケジュールとその準備の状況、実際タイムスケジュールどおりに実施できるのかどうか、この点をまずお伺いしておきたいと思います。

さらに、このマイナンバー制度の導入によりまして、住基カードの交付が中止になるということの説明でありました。実際交付されているカードはどのような扱いになるのか、また、どの程度住基カードが発行されているのか、発行状況をお伺いしておきたいというふうに思います。

これは単純な疑問なんですけれども、住基カードの再交付については500円でした。ところが、今回は個人番号カードの再交付は800円で、300円も上がっている。中身によって違うんでしょうけれども、これはどのようなことによって800円と大幅な値上がりになっているのか、この点、お伺いしておきたいというふうに思います。

とりあえず3つ、お願いします。

**朝岡委員長** 西川市民窓口課長。

**西川市民窓口課長** 市民窓口課の西川です。よろしくお願いします。

白石委員から言われましたタイムスケジュールですけれども、10月5日法施行に伴いまし

て、その前日ですけれども、住民票のデータを吸い上げさせていただいて、10月6日までに、県を通じまして、地方公共団体情報システム機構の方に持参するというようになっております。市町村で持参ということになっておりますけれども、県の方が代行して持っていただくような話になっております。

それと、通知カードの配付ですけれども、先ほど大和高田郵便局の方からこちらへ来られて、配付の状況、国から来た分について報告がありまして、11月上旬から中旬にかけて各家庭に世帯主宛てでお送りさせていただくということになっております。

それから、平成28年1月1日法施行の個人番号の発行ですけれども、それが仕事始め式が終わってからになりますので、1月末から2月にかけてカードが葛城市の方に送られてきます。カードが送られてきたものにつきまして、各家庭に市役所で発行しますのが當麻庁舎と新庄庁舎になりますので、その振り分けをしながらお送りさせていただきます。振り分け方法といたしまして、新庄庁舎につきましては旧新庄地区を中心に考えております。當麻庁舎につきましては旧當麻町の関係で通知カードの受け取りを考えております。これにつきましては、郵送で市役所から各家庭に、個人番号カードが届きましたということで通知を出させていただいて、いつまでにとりに来てくださいということで通知させていただきます。

先ほど言われました住基カードの枚数ですけれども、8月31日現在、発行していますのが791枚です。昨年度は68枚発行させていただいて、今現在は17枚の発行です。それは791枚の中に含まれております。これにつきましては、有効期限が発行日から10年になっておりますので、10年間はそのまま継続で使えるということです。そこで申し上げないといけないのが、個人番号カードを申請された場合ですけれども、そのときは住基カードを返還していただくなくてはなりません。

手数料の関係ですけれども、住基カードの分については500円でした。そこにプラスアルファという形で、電子申請という形で公的個人認証の分が入っておりましたので、それに加入されておりました場合は1,000円という金額になっておりました。それが、通知カードだけでしたら500円ですけれども、こちらのカードにつきましては800円。それで、プラス200円の電子申請の公的個人認証がつけ加わっておりますので合計1,000円。公的個人認証を踏まえた場合については、住基カードと同じ金額になるということです。カード代が高くなっているのは、そのかわり公的個人認証の分が、500円のもの200円に下がるという形です。

**朝岡委員長** 白石委員。

**白石委員** 西川課長から、詳細にタイムスケジュールなり住基カードの取扱い等についてご説明をいただきました。

いろいろ現状とかセキュリティーの問題については、補正予算の方で改めてお話ししたいというふうに思いますけれども、実際に地方自治体の事務が非常におくれているということで、国もてこ入れをされているという状況でありますし、何よりも住民の皆さんがマイナンバー制度そのものを理解されていない。これは内閣府の直近の調査によって、半数以上がマイナンバー制度について十分な理解をされていないという調査結果が出ているわけで、この点は非常に、市もそれこそ、この発行業務に追われて、あるいはセキュリティー対策に追われて

四苦八苦だろうというふうに思うんですけども、やはり住民の皆さんへの周知徹底が今後の大きな課題だというふうに思います。

それは置いておいて、住基カードの発行の状況をお伺いしましたが、8月31日現在で791枚ですね。これは多いと評価するのか、少ないと評価するのか。これは圧倒的に少ないですね。私、この住基カードが導入されたときの記憶にあるんですが、住基カードを作成する機械というんですか、これを600万円程度で購入したんですね。それぐらい力を入れて、この住基カードは住民の皆さんにとって非常に便利なものなんだということで、身分証明にもなるしということでは言われたんですけども、結果として791枚。これは直近の平成27年度分の17枚が含まれて、そういうことであります。この住基カードをつくったときも、わさもさして、どっとお金をかけてやったわけでありましてけれども、結局はマイナンバーカードに収れんされ、10年の利用期間を過ぎれば全くなくなるということになるわけで、そのことからすると、個人番号カードを住民の皆さんが、持ち歩くことはないと思いますけども、どれほど取得し利用されるかという点で、非常に大きな疑問があります。

個人番号カードの発行のプロセスもいろいろお聞かせいただきました。通知カードはそれこそ一方的に郵送して配ってしまうわけでありましてけれども、個人番号カードはあくまでも市民の皆さんのご判断によって交付を受けるかどうかということになるわけで、私は本当に、皆さんに現状のマイナンバー制度そのものが周知徹底されていない中で、どれほどの発行の申請があるのかということに疑問を持たざるを得ないわけですね。事業としては国が法律によって決めたわけですから、地方自治体としてはこれを粛々と実施せざるを得ないわけでありましてけれども、やはり住基カード発行のときの状況、それらが今日まで続いてきて、実際にどうなってきたかという教訓をしっかりと受けとめてやるべきであるし、セキュリティについても万全を期するべきだというふうに私は思います。

個人番号カードの再発行については、なるほど、個人認証のデータが入る場合は1,000円。これは住基カードと一緒になんだと言いますが、800円はやっぱり高いね。だから300円高いわけですね。個人認証の500円が200円で安いと言ったって、ちょっと納得できない話ですけども、利用を広げるといふことであれば、私はやはりこの手数料は住基カード並みにしないと、値上げをしているということについてはちょっと納得いかないんじゃないかなというふうに思います。

さて、住基カードについては、具体的にそのメリットについて、あるいはデメリットについて、説明をいただきました。そこで、個人番号カードを持つことによってどのようなメリットがあるのか、そしてデメリットがあるのか。この点、原課はどのように認識されているか、お伺いしておきたいと思います。

**朝岡委員長** 西川市民窓口課長。

**西川市民窓口課長** 私の説明不足だったかもわからないですけども、個人番号カードと通知書カードにつきましては、一旦紛失された場合の再発行の金額であって、当初は全額無料になっておりますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

**朝岡委員長** 山下市長。

**山下市長** 今回のカードにつきましては、カードの中に2つの機能が載っているということです。1つは、国民全員に割り振られる番号をこのカードに載せるということですね。それと、もう一つは、カードそのものの機能ということで、1つのカードに2種類の機能を備えているということです。

今回いろいろと議論になっていたのが、税と社会保障と防災、災害時にこれを使う。社会保障の問題については、民主党とのやりとりの中で、もう少し経過を見ましょうということになっています。この番号を使っているんなものを一元化していく、いろんなカードを皆さんに発行させていただいておりましたけれども、その分の社会保障、税を1つに取りまとめましょうというのがこの番号の方の趣旨ですね。

もう一つは、カードそのものの機能を持たせると。個人認証をそこで行うということとともに、ICチップを載せますので、ICチップの空き領域を利用させていただきながら、これは私も総務省で議論してまいりましたけれども、各市町村の条例によって、自分のところで使える範囲を決めてくれということです。特例という形じゃなくて、自分の各市町村の条例によって、このカードそのものを使ってできるサービス、例えば葛城市は、図書でしたら図書カードというものを別で発行しております。けれども、このカードで図書の貸し借りができるというようなことをすることもできますし、その他いろんなサービスをこのカード1枚でご提供することができるようになるということになります。後ほどの議論の中で、じゃあセキュリティーはどうしていくかという問題、これは一対の問題として出てくると思いますけれども、それぞれ市役所のサービスの中でも別々でカードを持っていたサービスにつきまして、1枚のカードで処理ができるようになっていく、利便性が向上するという形になってこようかと思います。

デメリットにつきましては、白石委員が後ほど議論しようというふうにおっしゃっていましたが、セキュリティーの部分はどうしていくんだという形です。1つには、今導入されようとしておりますマイナンバーカードに顔写真を入れようとしておりますので、本人かどうかの確認ができるようにしていくということが1つ目のセキュリティーですね。もう一つは、NFCといいまして、ニアフィールドコミュニケーション、よくICCOCAとかSuicaとかがありますがけれども、直接接触しなくても認識して読み取っていけるというNFCという概念がありますけれども、それを使いまして、パスワードを入れずにアクセスができるようになっていくというところがあります。そこで2つ目のセキュリティーを発動させると。更に求められているのは、もう一つ上のセキュリティーの問題だと思いますけれども、いつぐらいに導入されるかわかりませんが、これは早く生体認証なり何なりという形で導入される、今実験をされているというふう聞いておりますけれども、その部分があれば更に精度が高まっていくというふうに思いますけれども、このカードの悪用をどうやって防ぐのかというのが1つの大きなデメリットというか、問題点であるというふうに認識はしております。

**朝岡委員長** 白石委員。

**白石委員** 最後であります。この条例そのものは、再発行に対する手数料を決めることなんだから、

当初発行するのに500円とか、ただとか、そういうことは議論していないわけだから、再発行で300円上がるということは事実なんですから、そこはきちっと事実のように受けとめておいていただきたい、そういうことを言っているわけであります。

市長の方からメリットとデメリットが、まだまだ詳細な内容があるというふうに思うんですけども、実際に住基カードについても、メリットについて、説明をいただきました。しかし、実際には、この住基カードのシステムを有効に活用したのは国であり、地方自治体だけであって、住民の民さん自身はどうであるかということからすれば、791枚発行されているだけであって、もちろんこの方々は住民票の発行等いろいろ、身分証明等で有効に使われたというふうには思いますけれども、国が言っているメリット、更に市長が言われたメリットが、本当に国民の皆さん、市民の皆さん、津々浦々に周知され、それが使えるということにならないと、莫大な資金をかけてやっても、結果としてまた違ったシステム、あるいはアメリカのように、セキュリティーの関係から、やはり情報というのは1つにまとめるんじゃないかと、分散していくという方向にまた変わってくるというふうなことになるわけで、私はそういう意味で、このメリットをきちっと効果が出るようにやられるべきであるし、また、それはなかなか困難なことだということが住基カードから推測できるわけであります。

デメリットについては言われたとおりであります。これは後の補正予算の中で、若干ですけども議論したいというふうに思います。

以上です。

**朝岡委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第59号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**朝岡委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第59号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

それでは、議第61号、平成27年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決についてを議題といたします。

本案につきましては分割付託されておりますので、本委員会の関係部分につき、提案者の内容説明を求めます。

芳野市民生活部長。

**芳野市民生活部長** 市民生活部の芳野です。

ただいま上程いたしております議第61号、平成27年度葛城市一般会計補正予算（第3号）

の議決について、本委員会に付託されております部分についてご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正についてでございます。全体といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,782万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ168億2,563万7,000円とするものでございます。

それでは、分割付託されております本委員会の所管に係る部分について説明させていただきます。

事項別明細書の歳出よりお願いいたします。7 ページでございます。2 款総務費、3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費では24万円の増額でございます。需用費で12万3,000円、消耗品、それから備品購入費で11万7,000円の追加でございます。4 款衛生費、1 項保健衛生費、4 目健康づくり推進事業費では100万円の追加でございます。脳ドック検診助成金でございます。

めくっていただきまして、6 款土木費、4 項都市計画費、2 目公共下水道費では660万円の減額。下水道事業特別会計繰出金でございます。8 款教育費、3 項中学校費、2 目教育振興費では118万8,000円の追加でございます。生徒派遣助成金でございます。4 項幼稚園費、1 目幼稚園管理費では332万1,000円の追加。設計等の委託料でございます。5 項社会教育費、6 款文化会館費では105万円の追加でございます。修繕料で80万円、楽器調律費で25万円でございます。6 項保健体育費、1 目保健体育総務費では168万6,000円の追加でございます。スポーツ振興助成金の追加でございます。

続きまして、歳入でございます。5 ページをお願いいたします。12 款使用料及び手数料、2 項手数料、1 目総務手数料、3 節戸籍住民基本台帳手数料1,000円の追加でございます。13 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金、2 節戸籍住民基本台帳費補助金115万円の追加でございます。個人番号カードの交付事務費補助金でございます。14 款県支出金、2 項県補助金、7 目教育費県補助金では25万5,000円の追加でございます。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

**朝岡委員長** それでは、暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時41分

再 開 午前10時53分

**朝岡委員長** それでは、休憩前に引き続き、審議を再開いたします。

それでは、ただいま休憩前に説明がございました平成27年度葛城市一般会計補正予算（第3号）、この本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

白石委員。

**白石委員** 休憩前に引き続いて質疑を行ってまいりたいと思います。

議第61号、平成27年度葛城市一般会計補正予算（第3号）であります。事項別明細書の7 ページ、歳出の2 款総務費、戸籍住民基本台帳費の消耗品費12万3,000円並びに、これは新たに計上されているわけでありますけれども、庁用備品購入費11万7,000円について、内訳について伺っておきたい、このように思います。

次に、4款衛生費、4目健康づくり推進事業費の19節負担金補助及び交付金の脳ドック検診助成金100万円が増額補正されております。当初予算が260万円でありますから、大幅な増額ということでもありますから、現状では非常に脳ドックを受診する方々がふえてきて、更に年度末までに相当数ふえるのではないかとという形で100万円が計上されているわけであります。現状と今後の見通しについてお伺いしたいと思います。

また、これは把握することは難しいですが、これほど、当初予算からしたら50人程度、もっとふえるという見込みをしなきゃならないというようなことで、どのような評価をされているか。このふえていることについて、情報があればお伺いしておきたいと思っております。

**朝岡委員長** 西川市民窓口課長。

**西川市民窓口課長** 白石委員からの質問で、消耗品と備品購入費の関係の質問がありましたので回答させていただきます。

消耗品につきましては、来年1月1日から番号の交付をさせていただきますので、その関係で、番号札とか、そういう形で細かい消耗品を購入したいと思ひまして計上させていただいております。それと、先ほど申し上げました11月上旬から中旬にかけて通知書カードが送付されますけれども、そちらの不配送になった分については郵便局の方で1週間保管されて、それ以降、不配送になった分については当市に送られてきます。その関係で保管するものが必要となりますので、鍵付きのキャビネットを購入したいと思います。それと、その消耗品の中で、各大字ごとに仕分けできるような形でケースを購入したいと思いますので、計上させていただいております。それにつきましては、先ほど申し上げました消耗品で12万3,000円と、備品費の11万7,000円ということでもよろしくお伺いしたいと思います。

**朝岡委員長** 水原健康増進課長。

**水原健康増進課長** 健康増進課の水原です。よろしくお伺いいたします。

白石委員のご質問でございます。今現在、当初予算におきましては、助成額1人当たり2万円を上限として130人分、260万円の予算を計上しておりました。8月末現在の受付人数につきましては130名受付しております。その中で、残りがあと4万6,900円と、上限2万円でございますと約2名分の残という形になっております。上半期におきましては130人分来られていまして、それでは同じ130人分も多くなならない、今までの状況からいきますとその半分以上程度の申し込みだという予定をさせていただいて、50人分の上限2万円、100万円を補正するものでございます。

どのような評価かといいますと、最近、活動量計とか市を挙げての健康管理、また保健師が地区に行つての健康支援、健康相談等をやっている中で、各市民におきましては健康意識が高まってきたというようなことと思われまふ。それとまた、全国的に健康長寿という形で健康づくりに励んでおりまして、市民皆様方の健康意識が高まったものと考えております。

以上でございます。

**朝岡委員長** 白石委員。

**白石委員** それぞれ、原課の課長からご答弁をいただきました。

住民基本台帳費関係については、いずれもマイナンバー制度の導入に伴う諸経費の計上で

あります。鍵つきキャビネットということで、これもセキュリティーの1つだということなんですけれども、この間の議論の中で、これから税務に係る源泉徴収等を税務署へ持参してデータ化していく。また、機構から更にそれを持ち帰って事務を行っている。そういう事務が行ったり来たりする中で、予算上は何ら問題はないですけれども、キャビネットの購入をするとか、いろいろ目に見えるものはセキュリティーとしてやられるわけでありましてけれども、1つは、前回6月の定例会のときに、国は、年金機構の情報漏えいを受けてどのような対策を地方自治体の方へ指示されているのかということでお伺いいたしました。そしたら課長の方から、都道府県社会保障番号制度担当部長宛てに、総務省自治行政局あるいは総務省大臣官房企画課個人番号企画室から、社会保障・税番号制度の準備に伴う既存住基システム及び団体内統合宛名システムにおける個人情報の標的型攻撃対策の徹底についてという通知があると、この通知どおりにやりますと、こういうことだったわけでありましてけれども、これについては、明確に書かれているのは、私が理解できるのでは一番最後のところで、既存住基システムに接続されたネットワーク（以下、基幹系ネットワークという）と、情報系ネットワーク（L GWANを除く、以下同じ）を、物理的に切断し通信不可能な状況にすると、こういうことが指示、通知されているんですね。このことをやります、やれば問題ないんですということなんです、具体的に、これは実際に本市におけるシステムの中でどのように採用され、生かされているのかお伺いしたい。私の頭の中では、既存のネットワーク、インターネットと基幹ネットワーク、これを遮断せよ、これは一番簡単で、そのとおりだなと思うんですが、しかし、これをやっていたのでは全く仕事ができないわけでしょう。それぞれ情報を集め共有するわけですから、どういう方法でこれをやるのかというのはよくわからないわけで、本市では原課と情報推進課がタイアップしてそういう対策をやられているんだろうと思うんですけれども、具体的にはどういう対策なのかお伺いしておきたい、このように思います。

それから、歳入と歳出が混同しますけれども、このたびの補正予算の歳入において、歳入の5ページの国庫支出金の中で、個人番号カード交付事務費補助金115万円が計上されておりました、歳出の部の財源の内訳の中でも115万円が計上されています。執行された分が正確には23万9,000円と、こういうことなんですけれども、一般財源分で91万1,000円が減額されているということです。ということは、先回の6月の委員会において、通信費等において国はどのように措置されるのかということでお伺いしたわけでありましてけれども、この115万円の補助の対象を、予算委員会あるいは6月議会におけるこの内容からどのような内容のものになっているのかお伺いしておきたい、このように思います。

脳ドックについては、課長は高らかに評価いたしました。健康診断あるいは特定健診等々、この間の涙ぐましい取り組みによって、課長は、市民の皆さんの健康に対する意識が大いに高まってきた、そういうことがこの脳ドック検診につながっているという評価をされているわけですね。それは私もそういう要因があるというふうに思います。この間、もちろんがん検診等の取り組みは従来どおりずっとやってきたわけでありましてけれども、特定健診が国から目標値まで決められて、今は適用されないですけれども罰則の規定まであってということ

で、これは何だということだったんですけども、いずれにしても、受診率を上げるために、この間、行政あるいは原課は努力されてきたという点は大いに評価できるんじゃないかというふうに思います。

私が常々疑問に感じることは、特定健診が採用されて何年になるんですかね。6年ぐらいになるんですか。6年で評価どうのこうのと言えないかもわかりませんが、国はメタボリックシンドロームという形で1つの症状を取り上げて、この対策をするんだということで特定健診を立ち上げてやったわけです。じゃあ実際、この特定健診、健康づくりの諸事業によってどれほど市民の皆さんの健康が維持され、医療費が抑えられてきたかというデータを厚労省は持ち合わせているのかということでお伺いしたことがありますけれども、そういう評価はいただいているということであったというふうに思うんですね。しかし、こういう形で、脳ドック検診等が出ているというならば、私はこういうところはやはりきちっと評価しなきゃならないというふうに思うんですね。それはそれとして私は大事なことだというふうに思います。

これが一過性のことではなくて、特定健診でも、これは1回受けたらそれでいいというわけじゃありません。毎年受けて初めて効果が上がってくるわけですから、脳ドックを毎年というのはちょっとあれですけども、どれだけ持続して平成28年度も市民の皆さんに検診を受けていただけるかということが大切だというふうに思うんですね。単なる増額補正ということだけではなくて、そういう評価をしたならば、やはり以後も健康づくり全体を把握して取り組んでいただきたいというふうに私は思います。この点は大いに評価しておきたい、このように思います。

**朝岡委員長** 西川市民窓口課長。

**西川市民窓口課長** 市民窓口課の西川です。白石委員からの質問についてお答えさせていただきます。

他課の連携ということで、住基基幹システムの分ですけども、情報システムは分離させていただいております。その関係で、6月の補正のときに計上させていただいたと思いますけれども、CS端末を5台準備しております。それを各課に振り分けるという形で、個人番号の照合をさせていただくということで考えております。

それと、事務費の内訳です。この分につきましては、人件費、アルバイトの費用、それと通信費、それと今回上げさせていただいた分の消耗品関係について充当させていただいております。補助金が115万円といいますのは、平成26年1月1日現在の全国の住民基本台帳人口と葛城市の平成26年1月1日現在の分で按分した分が115万円ということになっております。それが国の方から示されていますので、今回補正予算の方で計上させていただきました。

以上です。

**朝岡委員長** 本田総合政策企画監。

**本田総合政策企画監** 総合政策企画監の本田でございます。

ただいま西川課長の方から、市の具体的なシステムについてご説明いただきましたけれども、私の方から、一般的に今回のマイナンバーの仕組みと、また、どういうセキュリティー対策をとっていくかということについて、白石委員の方にご説明させていただきたいと思い

ます。

委員の方からもご指摘がありましたように、日本年金機構の方で大量の年金加入者の情報が流出したという事案がありましたけれども、この原因は何かといいますと、年金としてのネットワークがあって、それとは別に年金機構の普通の職員の方が使うネットワークと2つに分かれていまして、本来、もともとその2つというのは物理的に分かれておりました。先ほど通知に物理的に分けるようにとあったように、物理的に分けていたんですけども、職員の方が年金の情報を扱うに当たって、年金のネットワークの中に入っている年金加入者の情報をCDに焼いて、職員端末の方に持って行ってしまっただけで、そこで作業してしまっただけです。その作業をしていた端末が標的型攻撃と言われているウイルスに感染していて、外につながっていくネットワークですので、そこら辺から加入者の情報がどんどん出て行ってしまったというのが究極の原因にはなるわけです。なので、総務省の方も、通知としてはネットワークというものを分離しようと。作業するようなパソコンが必要であれば別途用意をして、そこでしっかり分離した状況で作業しましょうということにさせていただいております。

ここでやはり重要なのが、1つがセキュリティーポリシーといたしまして、自分のところがどういう個人情報を持っているのか、持っている個人情報に対してどういう取扱いをするのか、完全にネットワークから切り離してやるのか、それともネットワークに残していきつつも、パスワードとかをしっかりとかけて、ほかの人から盗み見られないような処理をするとか、そういったルールをちゃんとつくっていただくというのが実は重要であって、年金機構の方はそこはちゃんとしたルールをつくっていなかったというのが、やはり問題の1つであります。

2つ目が、ちゃんと訓練を行うということが基本的なこととして、年金機構が感染したのは、ウイルスが添付されたメールを送られて、その添付ファイルを開いたらウイルスに感染して情報が出てしまうという標的型攻撃と言われる形なんですけれども、基本的によく言われているのが、職員の人にそういう訓練メールといいますか、ウイルスを添付したメールを訓練で送ってみると、大体2割ぐらいの人があけてしまうらしいんですね。どんなに訓練をしていても、みんな意識をつけていても、2割ぐらいの人がうっかりあけてしまうらしい。ということは、やっぱり感染してしまうのは感染してしまうんですね。そういったときに、感染をいかに早く検知して、感染した端末を切り離して情報が出ないようにするとか、どこに出たか、どういった情報が出たかとかをしっかりと精査できるような体制をとっておかないといけなくて、そういった意味で、総務省の方でも来年度以降、自治体向けの訓練とかをさせていただくということで予算要求をしておりますので、そういった形で葛城市の方にもご参加いただければ、そういった訓練で技術を向上していただいて対策がとれるかと思っております。

また、今、葛城市の方も総務省独立行政法人の情報通信研究機構と連携しております、ダイダロスという、職員の端末がウイルスに感染したらアラートを上げてくれるようなシステムに協力してまして、そういった形で市の方も今、職員がウイルスメールに感染したときにしっかりすぐに対応できるような体制はとっておりますので、今後ともそういったマイ

ナンバーの施行に伴って出てくるセキュリティーの問題があると思いますので、セキュリティーポリシーの策定であるとか、訓練をしっかりとるか、そういった対策はとっていききたいと思っております。

以上です。

**朝岡委員長** 白石委員。

**白石委員** 西川課長並びに本田企画監の方から、詳細にセキュリティーの問題についてご説明いただきました。

システム上、基本的に分断していれば問題ないわけで、しかしそれでは仕事ができないわけですから、さっき休憩中に市長とも話をしていたんですけども、システム上、一定の歯どめというか、間違いさえしなければウイルスに感染する可能性は低い。しかし、ヒューマンエラーが一番可能性が高い。今、本田企画監がおっしゃったように、ウイルスがメールで送りつけられてきた、それを実際あける人が2割ぐらいいるということになれば、これはなかなか対策は大変だと。やはり、そこで訓練をどのように徹底してやれるかということなんだろうと思います。

年金機構の大量の情報の流出というのは、まさにヒューマンエラー、やっぱり人間がやることにはなかなか完璧を求めることはできないわけで、やはり私たちは住民の皆さんの大切な情報、資料を扱い、税とか社会保障とか災害だけじゃなくていろんな分野の情報が、民、官あわせてこれから活用されていくというような状況になるわけですから、セキュリティーというのが一番の懸案の問題だというふうに思います。原課は、通知カードの発行、個人番号カードの発行に手をとられて、セキュリティーがおろそかになるということがまずないようにしていただきたいということでもあります。

私は実際に、住基カードは聞いたことがないですけども、おじいちゃん、おばあちゃんが保険証をなくした、財布をなくした、いろいろ出てくるんですね。もう大騒ぎするんですね。なくした場合は、ただ再発行すればいいじゃないかということでは済まないわけですね。どのような対策が想定されているのか、考えられているのか。我々も今後そういう事態に遭遇すると思うんですね。そういう場合、どのように対応したらいいのかということを経験して確認しておきたい、このように思います。

**朝岡委員長** 山下市長。

**山下市長** 基本的には、通知をいただいた時点でその機能を停止するということだと思いますけども、その手続等についてはどのような形でやるかというのは、また後ほど議員の方や皆さんに西川課長からお示ししたいと思っておりますので、ちょっと今、西川課長の方が答弁するための資料を探すのに手間取っておるようでございますので、また後ほど述べさせていただきたいと思います。

**朝岡委員長** 資料がそろそろまで、他の質疑にいきましょうか。ほかに質疑はございませんでしょうか。  
白石委員。

**白石委員** 現状ではそこまでということになると思うんですけども、それはまた後でご説明いただきたいと思います。

それでは、次に移ります。9ページ、8款教育費、3項中学校費、生徒派遣助成金が118万8,000円増額されております。当初予算が471万1,000円でありましたから、約25%の増額ということで、成績が非常によかったということだというふうに思うんですが、その内容についてお伺いしておきたい、このように思います。

次に、同じく9ページ、8款教育費の4項幼稚園費、13節の委託料の設計等委託料332万1,000円の増額補正の理由についてお伺いしておきたいと思います。

さらに、9ページ、8款教育費の5項社会教育費、文化会館費の修繕料80万円、とりわけ楽器調律費25万円が補正されております。これは歳入で見えますと、県の補助金として新たな文化活動チャレンジ補助金、3分の2で25万5,000円が計上されております。この分が充当されているというふうに思われます。この事業の内容について改めてお伺いしておきたい、このように思います。

4つ目ですけれども、同じく9ページの保健体育費の19節の負担金補助及び交付金、スポーツ振興助成金168万6,000円増額補正、これも当初予算330万円が498万6,000円という形で、こちらの方が50%という形で非常に大きな増額になっております。これは各種大会、とりわけ近畿大会とか全国大会に対する派遣の助成ということで、スポーツ少年団を初め各団体が健闘された結果だというふうに思いますので、そのご報告を受けておきたい、このように思います。

以上です。

**朝岡委員長** 橋本学校教育課長。

**橋本学校教育課長** 学校教育課、橋本でございます。よろしくお願いいたします。

白石委員の質問でございますが、生徒派遣ということで、当初、今年度は471万1,000円を見込んでおりました。今年度は近畿大会の開催県に当たりますために、近畿大会への枠が広がっております。近畿大会の派遣助成、それから全国大会の派遣助成として、当初100万円を見込んでおりました。それで、新庄中学校男子バスケットボール部が県で優勝いたしまして、近畿大会に出場しております。交通費往復、それから、バスケットボール部につきましては18名ということで、2日間で交通費が5万9,760円、それから新庄中学校陸上部男子リレーが県で優勝いたしまして、標準記録を突破いたしましたので、札幌で行われます全国大会に出場いたしました。これにつきましては、交通費が5万2,150円の往復、それから現地移動交通費ということで840円の5日間と、それから8,800円の宿泊費が5日間、これが7名ということで106万7,500円となっております。それから新庄中学校、全国JOCのジュニアオリンピック水泳大会でございます。これは東京で行われておりますので、助成といたしまして3万円。それから白鳳中学校、全国JOCジュニアオリンピックバトミントン、これは埼玉県で行われております。これも助成で3万円ということになっております。生徒たちの日々の練習の成果だということで喜んでおります。どうかよろしくお願いいたします。

**朝岡委員長** 西川課長。

**西川教育総務課長** 教育総務課の西川でございます。

ただいま白石委員の質問の幼稚園の委託料でございます。本来最初は、現在行っておりま

す新庄北幼稚園の耐震と大規模改造工事の管理委託料を見ておりました。その費用を委託料で見えておりましたけども、この332万1,000円につきましては、平成29年度に予定しております新庄地区の幼稚園の3歳児保育の開始に伴い、それに対応するためでございます。新庄幼稚園につきましては4歳児1教室、5歳児1教室の2教室しかありませんので、3歳児を始めますと1教室不足になりますので、その設計費用でございます。

以上でございます。

**朝岡委員長** 吉村体育振興課長。

**吉村体育振興課長** 体育振興課の吉村でございます。

白石委員のスポーツ振興助成金の関係でお答えさせていただきたいと思います。スポーツ振興助成金につきましては、今回新たに東京で開催されました高円宮杯第35回全日本学童軟式野球大会におきまして、本市のスポーツ少年団所属の磐城デンジャーズが県代表として出場し、また、同じく北海道で開催されました全日本9人制バレーボールカップ女子選手権大会に本市の体育協会所属の楽友クラブが奈良県代表として出場された、その出場に係る交通費並びに宿泊費及び参加料の費用の助成として、今回要望させていただくものでございます。

**白石委員** それぞれ幾ら。

**吉村体育振興課長** それは、もう一回、後で再度説明させていただきます。

**朝岡委員長** 大谷館長。

**大谷新庄文化会館長兼當麻文化会館長** まず、修繕料の補正でございますが、當麻文化会館におきましては、消防点検の結果、不備の指摘がございまして、誘導灯4台が本体不良のため取りかえが必要でございます。また、當麻文化会館の楽屋の空調機が故障いたしましたので、それも同時に計上いたしております。それから、楽器調律費の補正でございますが、昨年度3月に本市マルベリーホールにおきましてピアノリサイタルを開催いただきました横山幸雄先生をお招きいたしまして、芸術講演会委託事業といたしまして、小中学生を対象に音楽教室を開催いたします。会場は各学校単位となりますので、合計7台のピアノの調律が必要となっております。また、あわせて市民対象のリサイタルを新庄文化会館で開催する予定がございますので、合わせて8台のピアノの調律費を補正していただきたく計上いたしました次第でございます。

それから、歳入予算の補正でございますが、これは年度当初から予定しておりました當麻文化会館のグランドピアノのオーバーホールが終了いたしまして、記念事業といたしまして9月6日にみんなでつくるピアノコンサートの開催に当たりまして、県補助金でございます新たな文化活動チャレンジ補助金の申請を行い、採択を得ましたので、このたび補正予算として計上させていただきました。

以上でございます。

**朝岡委員長** 吉村課長。

**吉村体育振興課長** 再度お答えさせていただきたいと思います。

内訳でございますが、磐城デンジャーズに対しまして、東京で開催された分につきましては116万520円、また、バレーボールにつきましては52万4,930円、これにつきましては一般の

方になりますので、2分の1の助成ということで計上させていただいておるところでございます。

以上でございます。

**朝岡委員長** 西川課長。

**西川市民窓口課長** カードの紛失とかの関係の分のセキュリティー対策ということですが、カードを紛失した場合、本人が気づいた場合についてはコールセンターの方に電話していただいて、24時間365日体制で対応させていただきます。それと、紛失を受け次第、そのカードについては一時停止措置が行われます。それと、本人が気づかずに第三者が拾得して警察に届けられた場合につきましては、警察を通じてコールセンターの方に連絡があって、同様の措置がされます。それと、本人が気づかないで第三者が使われた場合についてのセキュリティーですが、顔写真がついているということで、ICチップのプライバシーが高いということで、カードだけでは個人情報の分については記録されていません。それは暗証番号を入れない限りは出てきませんので、申し伝えておきます。

それと、アプリ等の暗証番号は、先ほどいいましたように、3回以上間違えるとそのカードは使えなくなります。それと、チップは偽造を目的とした不正に対する耐タンパ性を有していますので、情報を盗み見ることは、先ほどいいましたように、暗証番号がない限りは困難ということです。

**朝岡委員長** 白石委員。

**白石委員** 改めて西川課長の方から、セキュリティーの方について、紛失等の場合に対する対応、対策としてご答弁いただきました。キーワードは暗証番号かな、あるいは写真かなと、こういうふうに思うんですけれども、やはりこの間のオレオレ詐欺とか、いろいろ実態を聞いたら、暗証番号なんていうのは本当に巧妙に聞き出して、いろいろ詐欺に及んでいるということです。こういう点はやはり国民、市民自身がマイナンバー制度の内容そのものを正しく理解しないと、運用上、市民、国民の皆さんが不利益を得ることになりますので、これは万全を期していただきたい、このように思います。

生徒派遣助成費については、原課の方から詳細なお答えをいただきました。近畿大会開催地という形で枠が広がったということもありますけれども、それでも奈良県で優勝して、近畿大会あるいは全国大会に活発に出ていただいているということはやはり誇らしいことで、以後もぜひ頑張ってください、このように思います。

それから、スポーツ振興助成金の方は、軟式野球の場合は児童、生徒になるんですかね。スポーツ少年団だからそういう取扱いになるわけですね。9人制のバレーボールとあわせて、この間、サッカーなんかも以前は非常に盛んで、近畿大会はもちろん全国大会にも参加し、その名を奈良県全国に張っていたわけでありすけども、ちょっと寂しい状況の中でこういう形で頑張っているということが、それに対する助成というのは大いに歓迎できるものだというふうに思います。

1点だけ、生徒派遣助成費との関係で、これはまた決算で議論しなければならないと思うわけですが、就学援助との費目の拡大とあわせて、こういう生徒派遣助成費そのものも、

違う形の位置づけとして進めていくというのが大事だということだけつけ加えておきたい、このように思います。

文化会館については、入と出は事業としては直接関係ないということで、當麻文化会館のグランドピアノの調律だということだと理解することができました。

以上であります。

**朝岡委員長** 藤井本委員。

**藤井本委員** 簡単で結構でございます。子どもたち、市内の小中学校またスポーツ少年団が頑張っているということがよくわかるわけなんですけども、ここで一緒に出てくるかなと思ってはいたんですけど、よく垂れ幕というんですか、祝何々出場とかいうのがよく市町村でかかっているかなというふうに思います。まず、葛城市の場合、そういうものを採用しているのか。かけているのか、かけていないのか。かけているのなら、中学校にかけているとか市役所にかけているとか、またある一定の基準があるかと思います。近畿大会ではかけないけども全国大会ではかけるとか。ほかの市町村を見ていると、出身の子どもたちが高校へ行って、その子が高校から甲子園に出ただけでもかけているような市町村もあるわけで、そういう意味での実態、決まり、ルールを教えてくださいたいと思います。

**朝岡委員長** 板橋課長補佐。

**板橋学校教育課長補佐** 学校教育課の板橋です。

垂れ幕につきましては、基本的には近畿大会以上というふうに伺っております。ただ、近畿大会、全国大会は夏休みに実施されることが多いので、終わってからかけるのもちょっとタイミングが悪いということで、夏休みをまたがない大会については懸垂幕を立てると伺っております。実際に懸垂幕につきましては、雨に濡れないものは期間がかかりますので、それは学校の方が費用負担されてつくっていらっしゃるようです。扉とかにつけるような縦幕の場合は、こちらの教育委員会の方でつくらせていただいております。

以上です。

**朝岡委員長** 藤井本委員。

**藤井本委員** 余り時間をかけないつもりでいようと思うんですけど、ここに出ている例えば男子バスケットボール、それとか北海道に行かれると。実際にこの方々の分はここで補正するわけなんですけども、かかったのか、かかっていないのか。今の話でいくと近畿大会以上はかけていると、こういうことです。これは学校側の費用で予算の中でつくられて、それを学校でかけているのか。以前、市役所で何かかかっていたような記憶もないことはないんですけど、それはどのようにされているのか。決まっていないというなら今後また検討していただきたいということもあるわけなんですけども、そういうことを含めてお答えください。

**朝岡委員長** 山下市長。

**山下市長** 最近、市の庁舎の方にはかけていないというふうに思います。全国的にどういう形、どういう基準でかけておられるのか、1回また調べて、どの程度の大会以上であればかけるのかとか、隣の御所市とかでしたらオリンピックに出られるとか、そういうときにかけられたと思うんですけども、そういう基準等も含めて1回勉強して検討してまいりたいと思います。

朝岡委員長 藤井本委員。

藤井本委員 子どもらが頑張っているというのは、やっぱり市民を元気づける部分もございます。さつき課長の方からも、市民としてたたえていけないといけない、皆も同じ気持ちであるかと思しますので、市長が勉強する、検討するというところでございますので、お任せしておきたいと思います。

朝岡委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第61号議案の関係部分を採決いたします。

本案の関係部分を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 異議なしと認めます。よって、議第61号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

それでは、引き続き、議第62号、平成27年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

芳野市民生活部長。

芳野市民生活部長 市民生活部の芳野でございます。

それでは、議第62号、平成27年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算の補正でございます。

第1条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ140万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ47億3,740万円とするものでございます。

事項別明細書の5ページをお願いいたします。歳出でございます。11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金、23節償還金利子及び割引料で140万円の追加でございます。医療給付費分保険税過誤納金還付金でございます。

次に、歳入でございます。4ページをお願いいたします。10款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節前年度繰越金140万円の追加でございます。

以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

朝岡委員長 それでは、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 議第62号、平成27年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、若干の

質疑だけしておきたいと思います。

事項別明細書の5ページ、歳出であります。1目一般被保険者保険税還付金、医療給付費分保険税過誤納金還付金140万円ということであります。この時期には結構大きな還付金ということになるわけでありまして、その内容、理由についてお伺いしておきたいと思っております。

**朝岡委員長** 中嶋保険課長。

**中嶋保険課長** 保険課の中嶋です。白石委員のご質問にお答えしたいと思います。

補正しました理由につきましては、国民健康保険加入者が過去4年から5年前にさかのぼって社会保険の加入者となっております。この2件分の大きな還付がございまして、その2件で163万9,000円になります。それで、8月5日現在で計算上250万円の還付金が必要となります。それによりまして、今後の必要分等を加味しまして140万円を補正させていただいたという内容でございます。社会保険の加入によってのことですので、そのときの所得等もその人が抜けることによって変わってきていますので、それによって大きな還付になった状況でございます。

**朝岡委員長** 白石委員。

**白石委員** ということは、国民健康保険の加入者の人が社保の脱退の手続をしていなかったということなのかな。ちょっと理解できなかったのもう一回。

**朝岡委員長** 中嶋課長。

**中嶋保険課長** 国民健康保険の加入者であった方が、家族で何人か被保険者がおられたんですけども、そのお1人の息子さんが社会保険に5年前に加入されて、本来その時点で国保の喪失届をしてもらわないといけないところなんですけども、それがおくれまして、このような還付になったという状況でございます。その方が所得もありましたので、その分が抜けた計算でいきますと、2件で163万9,000円の還付が必要になったということでございます。

**朝岡委員長** 白石委員。

**白石委員** 内容について、それなりに理解はできました。国保加入者であった方が、その家族が社保に入って、その社保の扶養家族に入ったわけで、そのときに国保そのものの資格喪失の手続をしていなくて、国保がそのままその世帯に対して国保税をかけてきたということやな。それで、4年から5年ということなんですけども、これは4年から5年でしたら全額還付できるわけやな。それ以上の分については、ないわけだね。それだけ、質疑じゃないけど答えといて。

**朝岡委員長** 中嶋課長。

**中嶋保険課長** 5年間の還付はできるということでしております。仮に過去にものすごく古いものがあったとしても、その時点で時効等がございまして5年間の還付。この方につきましてはそれぞれ5年間ということで、お1人の方につきましては古くに加入されていたということがございまして、5年間の時効ということでお1人の方は還付するということになっております。

**朝岡委員長** 白石委員。

**白石委員** ということは、お2人のうちお1人は、5年以上前からそういうことがあったというふう  
に聞こえたんだけど、そうであるならば、時効の関係で、7年前だったらその2年間につ  
いては還付はされていないと、こういう理解でいいわけですね。

基本的には本人が喪失の手続をしないとわからないというのはあるんでしょうけども、わ  
かりました。できるだけ全額還付ができるように本当はしたいところですけども、法の規  
定があるわけですから、役所としてはできないということは理解できますけども、やはりも  
っともっと早く二重になっていることを把握されていれば全額還付できたというふうに思い  
ますので、その辺の工夫とかを考えていただきたいと思います。

以上です。

**朝岡委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 討論ないようですので、討論を終結します。

これより議第62号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**朝岡委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第62号は原案のとおり可決することに決定いたしま  
した。

次に、議第63号、平成27年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決について  
を議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

山岡保健福祉部長。

**山岡保健福祉部長** 保健福祉部の山岡でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいま上程になっております議第63号、平成27年度葛城市介護保険特別会計補正予算  
（第2号）につきましてご説明申し上げます。

お手元の補正予算書、1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正でございます。  
保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ795万3,000円を追加し、歳入歳出予  
算の総額を、歳入歳出それぞれ23億3,825万3,000円とするものでございます。

事項別明細書の歳出よりご説明申し上げます。5ページをお願いいたします。6款諸支出  
金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、23節償還金利子及び割引料795万3,000円の追  
加でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。戻っていただきまして、4ページをお願  
ひいたします。4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、2節過  
年度分で360万7,000円の追加、2目地域支援事業支援交付金、2節過年度分で206万円の追

加でございます。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金では228万6,000円の追加でございます。  
以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

**朝岡委員長** それでは、本案につき質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第63号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**朝岡委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第63号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、議第64号、平成27年度葛城市下水道事業特別会計補正予算(第1号)の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

川松上下水道部長。

**川松上下水道部長** 上下水道部の川松です。どうかよろしくお願いいたします。

ただいま上程いただきました議第64号、平成27年度葛城市下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

本補正予算の主な内容といたしましては、歳入のみの補正でございます。歳入歳出予算の総額の増減はございません。

まず、1ページをお開き願います。第1条、歳入予算の補正でございます。歳入予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は第1表、歳入予算補正によるとなっております。次に第2条、地方債の補正では、地方債の変更は第2表、地方債補正によるとなっております。

それでは、事項別明細書の4ページをお開きください。まず、1歳入の3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金660万円の減額と、6款市債、1項市債、1目下水道債、1節公共下水道事業債660万円の増額であります。

次に、2ページをお開き願います。第1表、歳入予算の補正でございます。歳入の3款繰入金、1項他会計繰入金8億2,861万4,000円で660万円を減額し、8億2,201万4,000円といたします。次に、6款市債、1項市債について、3億350万円に660万円を追加し3億1,010万円といたします。なお、歳入合計15億5,700万円の増減はございません。

次に、3ページをお願いいたします。第2表、地方債の補正であります。下水道事業に係

ります補正でございます。補正前の限度額3億350万円を660万円増額し、補正後の限度額を3億1,010万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。なお、補正内容につきましては、公営企業の資産調査業務委託料について、公共下水道事業債の追加を行うものであり、一般会計繰入金で660万円を減額し、市債として同額の660万円を追加するものでございます。

以上、簡単ではございますが、下水道事業会計の補正予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**朝岡委員長** それでは、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

**白石委員** 議第64号、平成27年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、歳入の財源振替でありますけれども、若干お伺いしておきたいと思えます。

先ほどの説明では、業務委託料に係る費用のうち、公共下水道事業債660万円がこの企業債の対象になるということで説明があったわけですが、具体的にどのような費目なのか、業務委託料のうちのどのようなものなのか、その点だけお示しいただきたい。

**朝岡委員長** 西川下水道課長。

**西川下水道課長** 下水道課の西川でございます。よろしく申し上げます。

ただいまの白石委員のご質問にお答えいたします。詳細につきましては、平成26年度、総務省から、下水道事業につきましては公営企業会計を適用するように推進措置を受けたところでございます。今年度当初におきまして、歳出のうち、公共下水道事業費、公共下水道建設委託料のうち、企業会計に伴います資産調査の業務委託を一般会計で繰入金で充当する予定でございましたが、国の制度改正に伴いまして、公営企業に要する経費につきましては起債充当できるような制度が新たにつけ加えられまして、8月に660万円を起債した次第でございます。この委託料の内容につきましては、今現在の下水道の施設、管とマンホール、マンホールポンプ等がございますけれども、その資産価値を算出するための資産台帳を作成するための委託料経費となっております。最終期限が切れますのが平成31年度末でございます。

**朝岡委員長** 白石委員。

**白石委員** 課長がご説明のように、下水道事業特別会計が公営企業会計に移行するというもとの、下水道事業に係る資産について台帳を作成し、どれだけのストックがあるかということを確認にしているということでもあります。公営企業会計の採用というのは、私も全面的に賛成というわけじゃないんですけども、やはり一定好ましい方向ではないのかというふうに思いますが、いきなり公営企業会計を適用するということになれば、実際の損益勘定でどうなるのかということ想像するのがちょっと怖いというふうに思いますね。台帳をつくって、どういう状況にあるか、そういうことも把握していかなきゃならないというふうに思いますが、この点、やっぱりちゃんとした準備がなければ、奈良市のように、いち早く公営企業会計を適用したけれども、その適用したときに収支の均衡を図るために使用料の値上げをしました。ところが、見込みが余って、30億円か35億円ぐらい欠損が出るということで、

改めて施設の使用料の見直しをしなきゃならないみたいな話が聞こえてくるわけですね。公共下水道そのものの整備されてきた歴史とか、その歴史が長いのか、あるいは最近かということによっても差が大きく出てきますけれども、これは我々にとっては、よく現状を把握し、その上で慎重に考えていくべきではないのかというふうに考えます。このことについては微妙やな。

以上です。

**朝岡委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより議第64号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**朝岡委員長** 異議なしと認めます。よって、議第64号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

引き続き、調査案件について所管事項の報告を願いたいと思います。

初めに、新クリーンセンター建設にかかる諸事業についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者から報告を願いたいと思います。

異室長。

**異 新炉建設準備室長** 新炉建設準備室長の異でございます。よろしくお願いたします。

それでは、私の方から事業の進捗状況についてご報告させていただきます。

まず、工事ですが、工場棟の地下3階部分の構造物、破砕機室であったり、ごみピットであったりができ上がり、煙突につきましても、地下部の外筒躯体約8メートルができ上がりました。また、工場製作物は8月に煙突の内筒48メートル分2基が完成しております。その他、メインの擁壁につきましても、プラットホームの入り口部分と小さい擁壁部分を残し全て完成しております。

今後は、地下2階部分、プラットホーム、炉室、居室等の施工に取りかかり、10月下旬にはSRC造、いわゆる鉄骨鉄筋造の鉄骨が地上部分、GL部分まで立ち上がる予定でございます。

次に、県に対する取り消し裁判の件ですが、前回の委員会での報告後、7月9日及び9月10日に、擁壁そして本体の許可に対する取り消し訴訟についての裁判が開催され、今回で終結いたしました。次回、10月8日に判決の言い渡しというふうになります。それと、クリーンセンター本体の執行停止につきましても、同じような時期に決定されるであろうと思われる

ます。

それと、擁壁の執行停止の即時抗告につきましては、7月30日付で大阪高裁から決定書が届きました。奈良地裁同様、原告適格がなく、いずれも棄却となりました。それに対し、原告の方は大阪高裁に対して許可抗告の申し立てというを行いました。そして、大阪高裁でその申し立てが認められたということでございます。今後、擁壁の執行停止の分につきましては、最高裁での審議というふうになります。県の弁護士によりますと、最高裁の決定が出るまで1年以上かかる場合もあるというようなことで、相当な期間を要する可能性があるという聞いております。ただ、執行停止という性格上、結構時間を早く決定していくということもありますので、その辺ははっきりわかりませんが、通常の例ではかなりの期間がかかるというようなことを言われておりました。またいろいろ状況が変わりましたら逐次報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。

**朝岡委員長** ただいま、クリーンセンター建設にかかる諸事業についての報告をいただきましたが、このことに何かご質問等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** ないようであれば、本件の報告については本日はこの程度にとどめておきたいと思っております。

次に、葛城市学校給食センターについてを議題といたします。

本件についても理事者からご報告願います。

吉村教育部長。

**吉村教育部長** 教育部長の吉村でございます。

それでは、給食センターに係ります6月の厚生文教常任委員会から9月1日の給食センターの本番稼働までの取り組み状況につきましてご報告申し上げます。

まず、8月10日でございます。議員皆様方ほかをお招きいたしまして試食会を実施させていただき、35名のご出席を賜りました。続きまして、8月11日でございます。学校関係者38人の出席のもと、試食会を開催させていただきました。続きまして、8月21日でございます。区長をお招きいたしまして、22名の参加を得て試食会を実施させていただきました。同日、8月21日でございますけれども、各学校、幼稚園の搬入経路につきまして、業者の方と運行を確認させていただいたところでございます。続きまして、8月28日でございます。各学校、幼稚園全てを対象に、本番さながらの給食実施のための予行演習を実施させていただきました。そして、9月1日には無事、学校給食を開始させていただいたところでございます。

これから、新しい給食センターが建設されてよかったと喜んでいただけるよう努めてまいりたいと考えておりますので、今後ともご指導よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

**朝岡委員長** ただいま、学校給食センターについての報告を理事者からしていただきました。このことにつきましても、何かご質問等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

**朝岡委員長** ないようでございましたら、本件につきましても以上とさせていただきたいと思いますが、ここで皆様にお諮りいたしたいと思います。

葛城市学校給食センターについては、旧新庄、旧當麻の両給食センターを統合した新たな給食センターによる市内小中学校への学校給食の提供に向け、これまで本委員会の調査案件として、委員各位からさまざまなご意見、またご要望を頂戴しながら審査してまいりましたが、今回ご報告を聞きまして、理事者の方から内容をお伺いするところによりますと、本委員会の調査事項としては一定の区切りがついたのではないかと、このように思いました。そこで、この報告の打ち合わせをした中で、私と増田副委員長で協議しました結果、本委員会といたしましても、調査案件になっているこの葛城市学校給食センターについての委員会の調査については、本委員会で一応終結させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**朝岡委員長** ご異議なしと認めて、それでは、葛城市学校給食センターについての調査はこれで終了させていただくということで決定いたしました。大変ご苦労さまでございました。

それでは、以上で本日の調査案件は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

本委員会の所管事項の調査案件でございます新クリーンセンター建設にかかる諸事業について、事業の進捗に伴い、今後とも随時委員会を開催し審査を必要とすることから、議長に対し閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**朝岡委員長** ご異議なしと認めます。よって、新クリーンセンター建設にかかる諸事業については、議長に対し閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと思います。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

大変早朝からご審査いただきまして、全ての議案につきましても的確なご判断をいただきました。本当にありがとうございました。

また、今、前任期の委員会から引き継ぎました葛城市学校給食センターの建設に伴う調査案件につきましても、皆様方のご理解をいただいて無事審査を終了したということで、議長にご報告申し上げたところでございます。ひとえに皆様方のご理解とご協力があった賜物だと、深く感謝いたしております。

また、昨年の役員改選から1年余り、本委員会、増田副委員長とともに正副委員長として、皆様方のご協力のもとで運営してまいりましたが、本委員会が多分この委員の任期としては最後の委員会かなと、このように思っております。今後とも議員の皆様方におかれましては、本委員会でさまざまなご議論をいただきました内容について、理事者また市民の皆様方に議会活動の中で、またしっかりと今後ともご活躍いただきたい、このように思っております。また、理事者の皆様方におかれましては、本委員会から託されたさまざまな意見、ご要望について、しっかりとまた市政に反映いただけますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。

閉 会 午後0時12分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長 朝 岡 佐一郎